

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（第6回）における
意見の概要

平成27年5月18日

明石市長 泉 房穂

第1 あらためて確認しておきたいこと

1 司法改革の理念の正当性

(1) 国民のための司法

弁護士目線の“小さな司法”から、国民目線の“大きな司法”へ

（司法を、遠くの高嶺の花ではなく、日本全国どこに住んでいても、
お金がなくても、国民誰もが少し手をのばせば届く身近なものに）

(2) 国民のための法曹

知識偏重の“狭い法曹”から、社会に目を向けた“広い法曹”へ

（変化していく社会のニーズに応えられる多様性のある法曹の養成）

2 発想の転換の必要性

弁護士目線の職域拡大的発想から、国民目線の権利保障的発想へ

（国民の「法的な支援を受ける権利」を実質的に保障するためには、
法曹有資格者が社会の隅々において社会的責任を果たすとともに、
国や地方自治体などが体制の整備をしていくことが必要不可欠）

第2 地方自治体における法曹有資格者の現状と傾向

1 量的な拡充

(1) 採用する地方自治体の数の増加

大都市圏・大都市に限らず、被災地も含めた全国の地方自治体に拡大

(2) 1つの地方自治体が採用する人数の増加

1人だけでなく複数の採用も（明石市では常勤職員として7名採用）

2 質的な拡充

活躍の分野が、狭い法務分野にとどまることなく、多様な分野へと拡大

（教育分野、福祉分野、政策立案分野などでの活躍も始まっている）

* 別紙「明石市における弁護士職員の活動実績」参照

第3 今後への期待

1 関係機関の更なる連携

有識者懇談会の関係機関にとどまらず、自治体全国組織（市長会など）や
福祉専門職団体などとの連絡・協議の場の制度化

2 法テラスの更なる活用

スタッフ弁護士も含めた高齢者・障害者へのアウトリーチ（出張相談など）、
DV・ストーカー被害者への実効的な支援体制の整備なども

3 試行的な取組の制度化と更なる展開

目標は“リーガル・セーフティネット社会”の実現

明石市における弁護士職員の活動実績

I 弁護士職員の構成・配置

明石市は平成 24 年度に 5 名の弁護士職員を採用し、平成 27 年 4 月時点で 7 名の弁護士職員が在籍している。

一般的に弁護士資格を有する職員は主に総務系の部署に配属されることが多いが、明石市の弁護士職員は総務部総務課のほかに、政策部市民相談室、福祉部福祉総務課、財務部債権管理課、教育委員会事務局総務課、こども未来部児童福祉課に配属されており（平成 27 年 4 月時点）、幅広い分野で市の業務に従事している（表 1）。また、担当している具体的な業務も、法律相談や争訟対応などの一般の弁護士業務に近いものばかりではなく、市の政策立案や施策の実行など幅広い分野にわたっている。

【表 1】 弁護士職員の配置（平成 27 年 4 月時点）

配属部	主たる役職	主な業務
総務部総務課	総務部次長（コンプライアンス担当・訟務担当）	コンプライアンス施策の推進、庁内相談、争訟対応
政策部市民相談室	市民相談室長、市民相談室課長	市民相談、離婚後のこども養育支援、犯罪被害者等支援
福祉部福祉総務課	障害者・高齢者支援担当課長	障害者施策、後見制度、障害者高齢者虐待対応
教育委員会事務局総務課	法務担当課長	スクールロイヤー、教育現場からの相談
財務部債権管理課	債権管理課主任	債権管理・回収に関する相談、実行
こども未来部児童福祉課	児童福祉課配偶者暴力相談支援センター係長	DV に関する相談、対応

II 弁護士職員の活動状況

1 市民向け業務

(1) 法律相談の量的充実化

明石市では、従来から弁護士会に委託し市民に対する法律相談サービスの提供を実施してきた。弁護士職員の採用後、市民への法律相談サービスのさらなる充実化を図るため、本庁舎での相談に加えて、市内各地の市民センター（3 か所）での法律相談を実施し（出張法律相談）、さらに、病気等で外出困難な市民向けに、自宅や病院等を訪問して法律相談等を実施している（訪問相談）。

弁護士職員が実施した法律相談の合計件数は、平成 24 年度 230 件、平成 25 年度 420 件、平成 26 年度 392 件である（表 2）。

平成 27 年度からは、後見支援センターにおいて、障害者や高齢者に関する市民向けの法律相談を実施する予定である。

なお、従前から実施していた弁護士会への委託による法律相談は、市を相手方

とする案件のように弁護士職員が受けた場合に利益相反となるものがありうることなどから、引き続き実施している（月6回、年間約900件）。

【表2】 弁護士職員の市民相談件数内訳

	H24	H25	H26
出張法律相談	131	169	167
訪問相談(法律相談のみ)	14	5	7
本庁舎での相談	—	206	197
多重債務相談	30	26	—
巡回相談	21	—	—
イベント等での臨時的相談	34	14	13
合計	230	420	392

(2) 法律相談の質的充実化

いじめ対策、虐待防止、成年後見などの分野（高齢者・障害者・児童関連）に関する相談で、法的なアドバイス以外の支援が必要と判断される場合には、社会福祉士や臨床心理士の資格を有する専門職職員や関連部署の一般行政職員と連携することにより、総合的な支援を実施している。

特に、訪問相談で、他の専門職職員の関与が必要であると判断した場合、専門職職員でチームを組んで総合的な相談援助を行っている。

また、近時深刻化している「いじめ問題」については、教育委員会に設けられている窓口とは別に市長部局で「いじめ総合相談窓口」を開設しており、弁護士職員は、社会福祉士や臨床心理士の資格を有する専門職職員、教員OB職員と連携して相談に対応している。

(3) 市民向けセミナー等の講師

弁護士職員は、消費者問題や相続等の市民に身近な法律問題について、市民向けセミナーや講座の講師を担当している（年6回程度実施）。

(4) オンブズマン関連業務

オンブズマン担当の弁護士職員は、制度の円滑な運用のため、問い合わせへの対応、面談・調査記録等の作成、関係機関との折衝等の業務を行っている。

2 政策の立案・運用関連

弁護士職員は、地方分権化の時代における地域特性に応じたまちづくりを目的として展開される先駆的な政策について、所属している部署の所管事務として制度の検討・構築にあたるほか、他の担当部署との協議に参加して法的な側面から政策立案に関する支援を行っている。

先駆的な施策を展開するにあたり、条例の制定や改正が必要な場合には、条例案の内容について検討している（表3）。

また、制度の運用面においても、運用方法の検討や関係機関との連携などを行い、社会の実情に即した仕組みづくりの検討に加わっている（表4）。

【表3】弁護士職員が関与した主な条例

条例	弁護士職員が関与した主な内容
「明石市犯罪被害者等の支援に関する条例」の改正	犯罪被害者等が加害者に対して有する損害賠償債権を市に譲渡することを条件として支援金を支給する「立替支援金制度」の創設やその他の支援策の充実化
「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の制定	障害者の障害特性に応じた円滑なコミュニケーションを図るための基本的枠組の構築
「あかしの生態系を守る条例」の制定	特定外来種以外の生態系に影響を及ぼす生物の放逐規制手法
「海岸条例」の改正	海岸の特定地域でのバーベキュー行為等の規制手法
「債権管理条例」の制定	適正な債権管理・回収方法の制度
「明石市空き家等の適正な管理に関する条例」の制定	空き家対策の手法、手続

【表4】弁護士職員が関与した条例以外の制度

制度	弁護士職員が関与した主な内容
離婚時のこども養育支援	親の離婚や別居時におけるこどもの養育支援（養育費・面会交流等）についての支援策の実施、親の離婚や別居を経験したこどもを対象としたイベントの開催、離婚後の子育てに関する講座の開催、「こどもの養育に関する合意書」等の参考書式の作成・配布、関係機関との連絡会議の開催
無戸籍者支援	相談窓口開設、関係機関との連携
障害者・高齢者支援	円滑な支援制度の検討、関係部署との連携、各種虐待防止法に基づく虐待対応への助言・スーパーバイズ
DV被害者支援	DV被害者からの相談体制、関係部署との連携
法テラス明石市役所内窓口開設	法テラスとの協議、市民相談関連部署との連携

3 組織関連業務

(1) 庁内法律相談

弁護士職員は、庁内各部署から寄せられる業務に関する法律相談を受けている。平成24年度は333件、平成25年度は484件、平成26年度は723件の相談があった（表5）。原則として総務部総務課に所属している弁護士職員が対応しているが、その他の部署に配属されている弁護士職員も、より現場に近い立場で相談を受けている。特に、教育委員会に配属された弁護士職員は、近年増加しつつある学校現場の案件について、早期対応し解決にあたっている（スクールロイヤー）。

従前の顧問弁護士への法律相談の場合と比べて迅速かつ簡単に法律相談を受けられるため、業務の適法性確保、不適切な初動対応の未然防止、職員の法務能力の向上等がより図られている。また、福祉分野を中心として、市民の生命・身体に関わる緊急性が認められる案件については迅速に対応することが可能であるため、庁内の法律相談を通じて、市民の権利擁護を図っているという側面もある。

【表5】庁内法律相談の件数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
顧問弁護士	17	20	58	4	2	—
弁護士職員	—	—	—	333	484	723

※平成23年度の顧問弁護士への相談58件のうち25件は、顧問弁護士が来庁して実施
 ※平成24年度と平成25年度の顧問弁護士への相談は前年度からの継続案件

(2) コンプライアンス関連

コンプライアンス担当の弁護士職員は、職員行動指針やリスク管理体制の整備など市役所組織におけるコンプライアンス体制の構築を図る業務に従事するほか、小規模の不祥事案件につき事実関係や問題点の調査を行っている。平成27年度からは、弁護士職員の主導のもと、管理職によるリスクアセスメントやコンプライアンス案件の共有化の取組みが始まった。

また、過去に発生した大規模な手当不正受給事件では、外部調査委員会の指示のもと、弁護士職員が膨大な資料の精査や多数の職員に対する事情聴取等の調査補助業務を行った結果、不正の手口解明や新たな不正に手当を受給していた職員の認定につながり、手当不正受給の背景が明らかとなった。

(3) 職員研修

「自治体法務」、「法令実務」、「政策法務」、「コンプライアンス」、「学校での保護者対応」（教職員対象）、「学校広報における著作権保護」（教職員対象）等をテーマに職員研修を実施した。「自治体法務検定」を題材とする特別研修では、研修受講生の平均点が全国平均を大きく上回る結果となった。

平成27年度は、行政法、地方自治法、民法などの市役所業務に深く関わる個別法令についての研修や教育現場で求められる法令の研修も実施する予定である。

(4) 職員の個人相談

職員が安心して仕事に取り組めるよう、弁護士職員は、福利厚生の一環として、職員の個人的な法律問題について法律相談を実施している。

4 争訟対応

訴訟及び調停等の争訟対応については、継続事案を除き、原則として弁護士職員が代理人として担当している。訴訟、調停及び執行手続の担当件数は、平成24年度は6件、平成25年度は22件、平成26年度は24件であった。債権回収関連案件及び市営住宅明渡関連案件の申立件数は表6及び表7のとおりである。

【表6】債権回収関連争訟申立件数

		H22	H23	H24	H25	H26
顧問弁護士	担保権実行	2	1	—	—	—
	支払督促	0	1	—	—	—
	相続財産管理人選任申立	2	0	—	—	—
弁護士職員	担保権実行	—	—	2	1	0
	支払督促	—	—	0	2	6
	相続財産管理人選任申立	—	—	0	8	5

【表7】市営住宅明渡関連訴訟申立件数

	H22	H23	H24	H25	H26
顧問弁護士	6	3	—	—	—
弁護士職員	—	—	2	13	14

以上